

保険業法の一部を改正する法律案要綱

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持することを目的とし、生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府の補助を可能とする特例措置を延長することとする。

一 政府補助の特例措置の延長

平成 21 年 3 月末までに破綻した場合の生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関しては政府補助の特例措置が設けられており、当該政府補助の特例措置を 3 年間延長することとする。(平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月末までの破綻に対応)
(保険業法附則第 1 条の 2 の 14 第 1 項関係)

二 その他

1 . 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。 (附則第 1 項)

2 . 検討

政府は、この法律の施行後 3 年以内に、生命保険契約者保護機構に対する政府の補助及び生命保険契約者保護機構による資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、生命保険契約者保護機構の財務の状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助に係る規定の継続の必要性等について検討を行い、適切な見直しを行うものとする。 (附則第 2 項)